

広島県告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和三年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町西宗字上嶽一〇〇九三、一〇一四四、一〇一四五、一〇一五三、字悪谷一〇一五五、一〇一五六の一、一〇一五六の二、一〇一五七、一〇一五八、一〇一五九の一、一〇一五九の二、一〇一六二の一、一〇一六二の二、字四万津一六四、一六五、字向原田一六六の一、一六六の二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）